

## 平成21年度政策評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成20年12月25日国家公安委員会・警察庁長官決定。以下「基本計画」という。）に基づき、平成21年度政策評価の実施に関する計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 計画期間

この計画の計画期間は、平成21年1月1日から22年3月31日までとする。

#### 2 事後評価の実施に関する計画

基本計画に定めた事後評価の対象としようとする政策のうち、平成21年度中に事後評価の対象とする政策及びその具体的な事後評価の方法は、次のとおりである。

##### (1) 実績評価方式による評価

平成21年度においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の4に掲げられたもののうち、別添1の基本目標及び業績目標について、20年を評価期間とする評価書を作成する。

また、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の4に掲げられたもののうち、別添2の基本目標及び業績目標について、21年1月1日から22年3月31日までの間を評価期間とする評価を実施する（評価書は22年度に作成する。）。

##### (2) 事業評価方式による評価

平成21年度においては、評価書を作成する予定はないが、既に実施されている事業等であって、今後継続して当該事業等を実施すべきか否か、見直し改善が必要かなどの評価が求められるものがあれば、特に重要なものを選定し、評価書を作成するものとする。

なお、22年度においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の4に掲げられたもののうち、別添3の1の規制について、評価書を作成する。また、23年度においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の4に掲げられたもののうち、別添3の2の事業及び規制について、評価書を作成する。

##### (3) 総合評価方式による評価

平成21年度においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の4に掲げられたもののうち、「G8司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進」について、評価書を作成する。

なお、23年度においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の4に掲げられたもののうち、「振り込め詐欺対策の推進」について、評価書を作成する。

#### 3 事前評価の実施に関する計画

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、随時必要に応じて評価を実施する。

## 実績評価方式による評価

平成20年を評価期間とし、21年度に評価書を作成することとする。

### 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動の強化
- 業績目標 3 少年非行の防止
- 業績目標 4 犯罪等からの少年の保護
- 業績目標 5 良好な生活環境の保持
- 業績目標 6 経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保

### 基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪に係る捜査の強化
- 業績目標 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
- 業績目標 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 4 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進

### 基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
- 業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
- 業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化
- 業績目標 5 犯罪収益対策の推進

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行者・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～
- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止
- 業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
- 業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
- 業績目標 5 道路交通環境の整備

(注)業績目標5の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

### 基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等の予防鎮圧
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施
- 業績目標 4 グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処

### 基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

### 基本目標 7 情報セキュリティの確保

- 業績目標 1 サイバー空間の安全確保

### 基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上

- 業績目標 1 警察行政の電子化の推進

## 実績評価方式による評価

平成21年1月から22年3月までを評価期間とし、22年度に評価書を作成することとする。

### 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動の強化
- 業績目標 3 少年非行の防止
- 業績目標 4 犯罪等からの少年の保護
- 業績目標 5 良好な生活環境の保持
- 業績目標 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
- 業績目標 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止

### 基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪に係る捜査の強化
- 業績目標 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
- 業績目標 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 4 振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
- 業績目標 6 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

### 基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
- 業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
- 業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化
- 業績目標 5 犯罪収益対策の推進

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止
- 業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
- 業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
- 業績目標 5 道路交通環境の整備

（注）業績目標 5 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

### 基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等の予防鎮圧
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施
- 業績目標 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処

### 基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

### 基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

### 基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上

- 業績目標 1 警察行政の電子化の推進

## 事業評価方式による評価

### 1 平成22年度に評価書を作成

(1) 警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制（平成17年6月に規制影響分析を実施）

ア 警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続

イ 登録講習機関の登録の有効期間を3年とする

### 2 平成23年度に評価書を作成

(1) 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制（平成17年2月に規制影響分析を実施）

ア 風俗営業の許可の欠格事由等の追加

イ 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け

ウ 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務

エ デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加

オ 受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用

カ 警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加

キ 客引きをするための立ちふさがり及びつきまとい行為の禁止

ク 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制（平成17年11月に規制影響分析を実施）

ア 接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制（平成18年2月に規制影響分析を実施）

ア 準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものをいう。）の所持の禁止

イ 猟銃の所持許可の欠格事由の追加